

令和 7 年度第 7 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 7 年 9 月 16 日（火）

開催時間 15 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 5 号 芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件

日程第 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
（非公開）

日程第 4 議案第 2 0 号 芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

日程第 2

報告第 15 号

芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条に基づき、芽室町教育委員会委員の任命に係る議会の同意があったので、報告します。

令和 7 年 9 月 16 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

総務第149号
令和7年9月4日

土井 慎悟 様

芽室町長 手 島



芽室町教育委員会委員の任命について（通知）

このことについて、令和7年9月3日に開会されました令和7年町議会定例会9月定例会議において、あなたが芽室町教育委員会委員として同意を得ましたので、任命します。つきましては、次のとおり辞令交付式を行いますので、御出席くださるようお願いいたします。

記

1 委員の任期

自 令和 7年10月 1日
至 令和11年 9月30日

2 辞令交付式

日 時 令和7年10月1日（水） 8時30分
場 所 町 長 室

（総務課総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年6月30日法律第162号

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

日程第 3

議案第 19 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の調査及び分析結果並びに今後の対応について、
広報誌に掲載しようとするものであります。

令和 7 年 9 月 16 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 4

議案第 2 0 号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく、芽室町社会体育施設等の管理を行わせる指定管理者の指定に当たり、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

議案第 号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

芽室町社会体育施設等の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和7年9月25日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町社会体育施設等

所 在 地 芽室町東3条8丁目1番地ほか

2 指定管理者

所 在 地 河東郡音更町木野西通8丁目3番地9

名 称 オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体

代表者名 株式会社オカモト 代表取締役 岡本 謙一

3 指定期間

令和 8年4月 1日から

令和18年3月31日まで

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

1 審議結果

オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体を指定管理者として適当であると認める。

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
社会体育施設等	
・ 芽室町総合体育館	芽室町東3条8丁目1番地
・ 芽室町トレーニングセンター	芽室町東1条8丁目1番地
・ 芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地
・ 芽室町健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1番地
・ 芽室町サッカー場	芽室町東6条南1丁目1番地
・ 芽室公園	芽室町東1条8丁目1番地
・ 芽室南公園	芽室町西3条南6丁目1番地
・ 南多目的運動公園	芽室町新生南6線23番地
・ 芽室西運動広場	芽室町芽室南3線25番地
・ 美生川河川敷公園	芽室町東8条3丁目1番地1地先
・ 芽室霊園緑地公園	芽室町芽室南3線24番地3
・ 東工北1公園	芽室町東芽室北1線4番地20

3 応募団体

団体名	所在地
オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合 共同企業体	河東郡音更町木野西通8丁目3番地9

4 審議経過

募集	・ 非公募による募集
第1回選定委員会 (令和7年9月5日)	・ 募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・ 評価方法の審議 ・ 提案内容の審議・評価
最終確認 (令和7年9月11日)	・ 選定評価、結果報告書の確認

5 審議手順

- (1) 募集要項、事業計画書等により要求水準が満たされているか確認した。
- (2) 担当課及び応募団体の同席により、疑問点を確認した。
- (3) 次の表のとおり審議項目と視点を設定し評価を行った。

審議項目	視点	配点
(1) 利用者の平等な利用確保	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか	10
	②公共施設として平等性に配慮されているか	5
(2) 利用者に対するサービス向上	①サービス向上策の実現性	5
	②接遇向上の取り組み	5
	③利用者への情報提供	5
(3) 施設効用の最大限発揮	①自主事業の企画内容と実現性	15
(4) 施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	10
	②人員配置・体制（危機管理含む）	5
(5) 管理経費の縮減	①管理経費の縮減策	5
	②事業費の妥当性	5
(6) 安定した管理能力	①安定した管理能力があるか	10
(7) 地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	10
(8) 提案価格	提案価格	10

6 評価結果について

審議	オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体
総合点数	68.12点／100点
【付点方法】 視点ごとに付点する。配点は通常項目の最大5点から重点項目の最大15点までとし、その6割となる3点、6点、9点をそれぞれ基準点とした。 全項目の合計は100点（基準点は60点）であり、各委員の評価点の平均（小数点以下第3位切り捨て）を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点を超える場合は指定管理者として適当とした。	

7 適当と認めた理由について

オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体の総合点数は基準点を上回る68.12点である。

現在、社会体育施設等を管理運営しており、指定管理期間中の大きなトラブルもなく、共同企業体を構成する株式会社オカモトにおいては他市町村のスポーツ施設の管理実績もあり、今後も安定した運営が期待できる。

令和5年度に供用開始となった温水プール、トレーニングセンターは利用者から好評であり、自主事業等も通じて子どもから大人まで利用者が増加していることから、指定管理期間を10年間とすることは、長期的視点での事業への投資により施設の有効活用が期待でき、町及び指定管理事業者の双方にとってメリットが大きく、周辺施設への波及効果を含めて理解できる。

次年度以降の業務に係る提案については、これまでの管理実績を踏まえた上で健康増進に寄与する施設として、町民ニーズの把握に取り組み、利用促進・サービスの更なる向上を方針としている。

また、職員の資格取得、技能講習・安全講習の受講、各種教育・研修などが計画されており、人材の確保・育成における取組が伺える。

自主事業における利用者・社会的ニーズに合わせながら、子どもから大人まで各年齢層に合わせたプログラムを継続して実施する計画にも期待できる。

各委員個別には、いずれの審議項目においても基準点未満の評価はないことから、提案内容は町が求める水準を上回り、実現可能であり住民サービスの向上につながるものであるとの結論を得た。

以上審議の結果、指定管理者として適当であると認めるものである。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	大熊 美由紀	民間人有識者
委 員	島影 由里香	民間人有識者
委 員	鈴木 優	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長

第十章 公の施設

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。